

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.12.26	契約解除	変更前	営業所	787460	荒佐簡易郵便局	○ 鹿児島県曾於郡大崎町野方 5807-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.1.29	住居表示変更	変更前	郵便局	710570	植木郵便局	- 熊本県熊本市北区植木町植木 182-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	710570	植木郵便局	- 熊本県熊本市北区植木町植木 515	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.1	契約解除	変更前	営業所	116680	矢下簡易郵便局	○ 長野県大町市八坂 6497	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.2.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	118160	富士里簡易郵便局	○ 長野県上水内郡信濃町穂波 446-12	○	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	業務変更	変更前	郵便局	228870	津泉ヶ丘簡易郵便局	○ 三重県津市野田 21-785	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	228870	津泉ヶ丘簡易郵便局	○ 三重県津市野田 21-785	-	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	業務変更	変更前	郵便局	228880	津むつみヶ丘簡易郵便局	○ 三重県津市一身田上津部田 1464-30	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	228880	津むつみヶ丘簡易郵便局	○ 三重県津市一身田上津部田 1464-30	-	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	457260	小附簡易郵便局	○ 奈良県宇陀市大宇陀小附 1724	○	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	業務変更	変更前	郵便局	537060	持田簡易郵便局	○ 島根県松江市西川津町 748-51 (コードだけみ 1-2)	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	537060	持田簡易郵便局	○ 島根県松江市西川津町 748-51 (コードだけみ 1-2)	-	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	契約解除	変更前	営業所	537590	平原簡易郵便局	○ 島根県松江市八雲町平原 202	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.2.1	業務変更	変更前	郵便局	748280	荒瀬簡易郵便局	○ 福岡県うきは市浮羽町山北 1099-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	748280	荒瀬簡易郵便局	○ 福岡県うきは市浮羽町山北 1099-2	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.2.1	業務変更	変更前	郵便局	768360 佐世保矢岳簡易郵便局	○	長崎県佐世保市矢岳町500-23	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	768360 佐世保矢岳簡易郵便局	○	長崎県佐世保市矢岳町500-23	-	○	○	×	○	○	-	
R4.2.1	契約解除	変更前	営業所	947270 東前簡易郵便局	○	北海道北斗市東前62-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.2.7	移転	変更前	郵便局	832340 釜石中妻郵便局	-	岩手県釜石市中妻町3-9-30	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	832340 釜石中妻郵便局	-	岩手県釜石市中妻町2-1-13	○	○	○	○	○	○	-	
R4.2.7	移転	変更前	郵便局	443820 宇治伊勢田郵便局	-	京都府宇治市伊勢田町若林57	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	443820 宇治伊勢田郵便局	-	京都府宇治市伊勢田町中山17-22	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	営業所	768470 久根田舎簡易郵便局	○	長崎県対馬市厳原町久根田舎466-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	768470 久根田舎簡易郵便局	○	長崎県対馬市厳原町久根田舎847	○	○	○	×	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	郵便局	901410 小樽若竹郵便局	-	北海道小樽市若竹町6-7	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	901410 小樽若竹郵便局	-	北海道小樽市若竹町8-13	○	○	○	○	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	郵便局	861870 横手駅前郵便局	-	秋田県横手市駅前町6-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	861870 横手駅前郵便局	-	秋田県横手市駅前町6-3	○	○	○	○	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	郵便局	211980 名古屋沢上郵便局	-	愛知県名古屋市熱田区沢上1-5-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	211980 名古屋沢上郵便局	-	愛知県名古屋市熱田区沢上1-5-17	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	郵便局	415200 堺海山郵便局	-	大阪府堺市堺区海山町5-198	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	415200 堺海山郵便局	-	大阪府堺市堺区海山町5-198-14	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.14	移転	変更前	郵便局	442790 京都紫野御所田郵便局	-	京都府京都市北区紫野上御所田町62	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	442790 京都紫野御所田郵便局	-	京都府京都市北区紫野上御所田町62-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.2.14	移転・改称	変更前	郵便局	712740	荒尾倉掛郵便局	- 熊本県荒尾市下井手193-38	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	712740	荒尾宮内郵便局	- 熊本県荒尾市宮内475-3	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.19	廃止	変更前	郵便局	211200	作手大和田郵便局	- 愛知県新城市作手大和田溝下27-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.2.21	移転・改称	変更前	郵便局	002080	千住河原郵便局	- 東京都足立区千住河原町23-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	002080	千住大橋駅前郵便局	- 東京都足立区千住橋戸町1-54	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.21	移転	変更前	郵便局	023640	鎌倉浄明寺郵便局	- 神奈川県鎌倉市浄明寺3-2-20	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	023640	鎌倉浄明寺郵便局	- 神奈川県鎌倉市二階堂921-2	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.21	移転	変更前	郵便局	216880	高蔵寺駅前郵便局	- 愛知県春日井市高蔵寺町3-1-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	216880	高蔵寺駅前郵便局	- 愛知県春日井市高蔵寺町2-28-6	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.21	移転・改称	変更前	郵便局	414100	浪速日本橋東郵便局	- 大阪府大阪市浪速区日本橋東3-16-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	414100	大阪新世界郵便局	- 大阪府大阪市浪速区恵美須東1-13-8	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.21	移転	変更前	郵便局	461530	西桜谷郵便局	- 滋賀県蒲生郡日野町中寺524	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	461530	西桜谷郵便局	- 滋賀県蒲生郡日野町北脇1081	-	○	○	○	○	○	-	
R4.2.21	移転	変更前	郵便局	700490	伊平屋郵便局	- 沖縄県島尻郡伊平屋村我喜屋257	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700490	伊平屋郵便局	- 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋256-1	○	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについて、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。